

令和3年8月30日
国不地第17号

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会
会長 吉村 真行 様

国土交通省大臣官房土地政策審議官
(公印省略)

不動産鑑定士が不動産に関する価格等調査を行う場合の業務の目的と範囲等の確定及び成果報告書の記載事項に関するガイドライン運用上の留意事項の一部改正について（通知）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）等が改正され、不動産鑑定士等による鑑定評価書への押印が廃止されることに伴い、「不動産鑑定士が不動産に関する価格等調査を行う場合の業務の目的と範囲等の確定及び成果報告書の記載事項に関するガイドライン運用上の留意事項」について、所要の規定の整理を行う必要があるため、別添のとおり改正を行いましたので、通知いたします。

つきましては、趣旨を十分に御理解の上、適切な運用に特段の御協力をいただくようお願いするとともに、本通知の内容について、貴連合会に所属する不動産鑑定士等に周知していただきますようお願いいたします。

不動産鑑定士が不動産に関する価格等調査を行う場合の業務の目的と範囲等の確定及び成果報告書の記載事項に関するガイドライン運用上の留意事項の一部改正

不動産鑑定士が不動産に関する価格等調査を行う場合の業務の目的と範囲等の確定及び成果報告書の記載事項に関するガイドライン運用上の留意事項（平成21年8月28日付け国土交通省土地・水資源局長通知）の一部を次のように改正する。

Ⅲ. 6. 中「署名押印」を「署名」に改める。

附 則

この改正は、令和3年9月1日から施行する。

- 不動産鑑定士が不動産に関する価格等調査を行う場合の業務の目的と範囲等の確定及び成果報告書の記載事項に関するガイドライン運用上の留意事項 新旧対照表

改正案	現行ガイドライン運用上の留意事項
<p>Ⅲ. 業務の目的と範囲等に関する成果報告書への記載事項関係</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 「7. 価格等調査に関与した不動産鑑定士の氏名」関係</p> <p>価格等調査は、不動産鑑定評価基準に則っているか否かにかかわらず、不動産の経済価値を判定し、その結果を価額に表示しているかぎり、不動産の鑑定評価に関する法律第3条第1項の業務（鑑定評価業務）に該当するものであり、この場合、成果報告書は、同法第39条第1項の鑑定評価書として、同条第2項の<u>署名</u>が必要となることに留意する。</p>	<p>Ⅲ. 業務の目的と範囲等に関する成果報告書への記載事項関係</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 「7. 価格等調査に関与した不動産鑑定士の氏名」関係</p> <p>価格等調査は、不動産鑑定評価基準に則っているか否かにかかわらず、不動産の経済価値を判定し、その結果を価額に表示しているかぎり、不動産の鑑定評価に関する法律第3条第1項の業務（鑑定評価業務）に該当するものであり、この場合、成果報告書は、同法第39条第1項の鑑定評価書として、同条第2項の<u>署名押印</u>が必要となることに留意する。</p>